

普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

1.（預金契約の成立）

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2.（取扱店の範囲）

普通預金（以下この預金という。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

3.（証券類の受入れ）

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち、裏書、受取文書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭提示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4.（振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。
ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知った後）の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5.（受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後、その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日 は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は、直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。

6.（預金の払戻し）

- (1) この預金を払戻すときは、通帳とともに届出の印章により当金庫所定の払戻請求書に届出の記名押印し提出、または当金庫所定の電子装置に暗証入力してください。
- (2) 前項に定める記名押印は、当金庫が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
- (3) 前項に払戻し手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

- (4) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (5) この預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻す金額をこえるときは（当座貸越をできる範囲内の金額を含みます。）そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
- (6) この預金口座に対し、現金自動預金機から窓口営業時間終了時以降に預入した金額については、当日の各種料金の自動支払の資金とはならない場合があります。この場合、引落し不能によって生じた損害等については、当金庫は責任を負いません。
- (7) この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の同意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 3 月と 9 月の第二土曜日の翌日に、店頭掲示の預金利率表記載の毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢の変化に応じて変更します。

無利息型普通預金には利息はつけません。

8. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引内容等、当金庫が指定する情報（以下、総称して「預金者情報等」といいます。）に関して、各種確認や資料の提出を求めています。また、預金者情報等に変更があった場合には、速やかに当金庫に届け出てください。
- (2) 預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく相当の期間が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他の預金者がこの規定に違反してまたは預金者情報に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 1 項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第 2 項から第 3 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者から合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は同項にもとづく取引等の制限を解除します。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この預金の通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、その他届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法で届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届け出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この通帳を再発行（紛失・盗難・汚損等）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

10. (印鑑照合等)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または当金庫所定の電子装置に入力された暗証と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者の偽造・盗難されたカードについては、預金者保護法の定めるところにより、補てんの請求ができる場合があります。
- (2) 第6条2項、3項または14条2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し)

(注) この条項は、個人の預金者が対象です。

- (1) 預金者の番号等の盗用等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当金庫が別途定める補償限度額を上限として、当金庫に対して、当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。
 - ① 預金者が不正な資金移動等の被害に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 預金者が、警察署に被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること
- (2) 前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫の通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前に日以降になされた不正な資金移動額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を当金庫が別途定める補償限度額を上限として、補償するものとします。ただし、当該資金移動等が行われたことについて、預金者に重過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。
- (3) 前項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、預金者の番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。
 - ① 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 預金者に重大な過失または過失が認められる場合
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - D. 当金庫が推奨したセキュリティ対策を実施していない場合。
 - ② 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。
- (5) 当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補償の請求には応じることはできません。また、預金者が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき該補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、預金者の払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要事項を届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出前に、生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引に係る一切の権利および通帳は、譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

14. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第14条第5項各号いずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

15. (解約等)

- (1) この預金口座を解約するときは、届出の印章により当金庫所定の払戻請求書に記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項に定める記名押印は、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
- (3) 前二項の解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達の如何にかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
- ② この預金の預金者が第11条1項に違反した場合。
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより

この預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫が損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、詐欺的手法(振り込め詐欺・融資保証金詐欺・架空請求等)を駆使して経済的利益を追求する集団または個人等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ④預金者が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他AからDに準ずる行為
- (6) この預金が、一定の期間、預金者による利用が無く、かつ残高が一定の金額を超えることが無い場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (7) 前6項により、この預金口座が解約され、残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店にお申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (8) この預金について、口座開設後1か月を越えて入金が無く、または預金全額の払戻しとなされるなどにより預金残高が無く未払い利息もない状態が1年以上続いた場合には、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には当金庫は口座を解約できるものとします。

16. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する、債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により、充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況を考慮して、順序方法を指定することができますものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替の相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (未利用口座管理手数料)

(1) 普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金口座も含みます。）は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第2項に定める手数料の引き落としを除きます。）がない場合には、未利用口座となります。

(2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

(3) 未利用口座管理手数料の取扱いの定めは、当金庫ホームページへの掲載その他相当の方法により公表します。

(4) この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用の口座管理手数料の引き落としを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。

(5) 一旦引き落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

(6) 第4項により解約された口座の再利用はできません。

19. (この預金に関するその他の手数料)

(1) この預金に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当金庫は当金庫所定の自動引き落としなどの方法により当該手数料を引落しできるものとします。

(2) 前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、預金者に当金庫所定の通知をすることにより、この預金口座を解約することができるものとします。

20. (準拠法、裁判管轄)

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には長野地方裁判所を管轄裁判所とします。

21. (規定の変更)

- (1) この預金規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(R2.4.1.改定)

(R7.4.1一部改定)

附 則

平成19年12月10日 制定

令和 2年 4月 1日 一部改定

令和 7年 4月 1日 一部改定